

産業・組織心理学会倫理綱領

前文

産業・組織心理学会は、組織と関わりを持つ人間行動への理解関心を有する研究者ならびに実務家間の連携・共同により、学問の進歩及び社会の発展に寄与することを目的として活動している。本学会においてこれらの活動を行うにあたっては、会員は以下の綱領に定めるところに従う。

1. 責任の自覚

会員は、自らの行う研究・教育・実践を通じての諸活動が、個人・組織・社会に対して影響を及ぼしうることを認識し、社会的責任への明確な自覚をもって行動しなければならない。これらのことの実現するために、会員は専門的知識と技能の向上を目指し、怠りなく研鑽に励むとともに、人権思想、倫理思想への理解を深め、自らの資質と品位を醸成することが求められる。

2. 人権の尊重

会員は、自らの行う研究・教育・実践を通じての諸活動において、協力者の人権を尊重し、これを侵害することのないよう、最大限の努力を払わねばならない。また、個人間や集団間に存在する差異を尊重し、偏見をもって行動したり、差別を行ってはならない。

3. 説明と同意

会員は、研究活動の実施に際して、対象者に研究目的ならびに内容を事前に説明し、同意を得なければならない。対象者には、研究に協力するか拒否するかを決定する権利は対象者にあること、協力を拒否した場合でもそのことによって何らの不利益を被ることがないことを説明しなければならない。研究実施の都合上、事前に説明を行うことが困難な場合には、事後速やかに事情を説明し、同意が得られた場合にのみ、その資料を使用することができます。

4. 情報の管理と守秘義務

会員は、研究活動の中で得られた対象者の個人情報ならびに組織の秘密情報について、個人のプライバシーや秘密が侵害されないよう、これを厳重に管理し秘密の保持に努めなければならない。これらの情報については、事前に同意された目的以外に使用してはならず、それ以外の目的に使用する場合には、あらためて対象者ならびに当該組織の了解を得なければならない。

5. 成果の公表に伴う責任

会員は、本学会の目的に照らして、自らの研究活動の成果を積極的に公表することに努める。その際、他の研究や論文の盗用、データの改ざんなど不正な行為を行ってはならない。また、研究協力者のプライバシーが侵害されることのないよう、十分配慮しなければならない。研究が共同で行われた場合には、公表にあたっては、事前に共同研究者の同意を得るとともに、その権利と責任に十分配慮しなければならない。

6. 本綱領に定めがない事項については、社団法人日本心理学会倫理規程の例に拠る。

附則

1. 本綱領の制定および改定は常任理事会で決定し、理事会の承認を要する。
2. 当分の間、本学会に対し倫理上の問い合わせがあった場合には、学会長の指名の下に検討委員会を設置する。
3. 2011年9月3日制定。